

日本版画会会則

制定1960年2月21日

1991年12月1日 一部改正・2004年11月27日 一部改正

2012年11月17日 一部改正・2014年4月19日 一部改正

2015年11月17日一部改訂・2018年4月21日 一部改正

第1章 総則

第1条 本会は日本版画会（以下、「会」と言う。）と称する。

第2条 会は版画芸術を持って各自の創作活動を発展させ、その地位の向上を図り、社会全体の文化の活性化と版画教育の充実と振興に寄与することを目的とする。

第3条 会の事務所を、会務の遂行上東京又はその周辺に置く。

第4条 会は、理事会の承認を得て、必要地に支部を置く。

第2章 事業

第5条 会の目的達成のため、次の各号の事業を行う。

- (1) 展覧会を年1回以上定期的に開催する。
- (2) 作家の育成と版画芸術のオリジナル性を追求するため、研究・調査・指導を行う。
- (3) 版画作家の社会的地位向上と、版画芸術の普及と社会貢献のための活動へ助成を行う。
- (4) 広く作家を求め、全国及び海外交流など積極的に門戸を開く。
- (5) その他会の目的達成のために必要な事業を行う。
- (6) 会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 会員

第6条 会を構成する者の資格種別は、会員、準会員、会友(以下、「会員等」という)とし、作品を主体に次の各号の通り監審査し、会員総会にて決める。

- (1) 会友は、一般出品者の中から、別に定める基準において、一定の評価を得た者。
- (2) 準会員は、会友の中から作品が優秀と認められる者。
- (3) 会員は準会員の中から作品が優秀と認められた者

第7条 会は優秀な作家を定期展覧会に招待し、連続3回以上出品した後、別に定める基準に照らし、優秀と認めた時は、準会員以上の資格に推挙することができる。

2、招待者の推挙は理事が行い、理事会で決定する。

3、招待者の資格等は別に定める。

第8条 会員等は次の各号の義務を負う。

- (1) 会の企画する事業に協力し参加すること。
- (2) 特別な理由がない限り、会の定期展覧会に出品すること。

第9条 会員等の資格の喪失は次の各号による。

- (1) 本人が退会を申し出たとき。
- (2) 本人が死亡したとき。

第10条 会員等が次の各号に該当するときは、会員総会の議決を経て会長がこれを除名す

ることができる。ただこの条項を提起するときは、該当者の希望を受けて、理事会で弁明する機会を設けなければならない。

(1) 特別の理由なく、会費を二カ年以上滞納したとき。

(2) この会の、会員等としての義務に違反したとき。

(3) 会員等が本会の名誉を傷つけ、秩序を乱し、会の目的に反する行為があったとき。

第11条 会員等が病気その他の理由により、ある期間やむなく出品不能等、第7条の協力をなし難い場合は、本人の申し出により理事会に諮り「休会」とすることができる。

第12条 会に次の各号の基準により、名誉会長、名誉会員、終身会員を置くことができる。

(1) 名誉会長は引退した会長より会員の推薦によって総会の承認を以て決定する。

(2) 名誉会員は、会員として20年以上所属した年齢八十才以上の会員の中から、会の発展に貢献したと認められる者を理事会で推薦し、総会の承認を以て決定する。

(3) 終身会員は、会友から20年以上所属した会員の中から、会の発展に貢献したと認められる者を理事会で推薦し、総会の承認を得た者は、引退後も「終身会員」として、会の名簿にとどまることができる。

(4) 会の発展に寄与した会内外の作家及び外部の有識者を、理事会の推薦により総会で決定し、顧問に推薦することができる。

第13条 会員等は、次の各号に定める会費を納入しなければならない。

(1) 会員は年額 32,000 円

(2) 準会員は年額 28,000 円

(3) 会友は年額 25,000 円

2、 名誉会長及び名誉会員、終身会員、休会中の会員は会費を免除する。

3、 入会費として会友入会時に 20,000 円を納めなくてはならない。

4、 会費は原則として、毎年 10 月末までに納金する。

5、 既納会費はいかなる理由があっても返還しない。

第4章 組織・役員

第14条 会の最高執行機関として理事会を置き、理事は会員より選任され、次の各号の役職を分担し、役員として会務にあたる。

(1) 会長 1名。

(2) 副会長 2名。

(3) 事務局長 1名。

(4) 担当理事 第15条に規定する担当部門ごとに若干名。

(5) 監事 2名。

(6) 支部長 第4条に規定する支部を代表する職にある者で、1支部1名とする。

(7) 会務委員 若干名(会の運営に協力し、会務の執行を助けることを役目とする。背の選任は、会の運営に協力する者の中から行い、執行役員会が行う。)

2、 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。また、同一の役職に留任することを妨げないが、会長の職にあつては2期以内とする。

3、 理事の選任は当分の間、改選期における前期の理事会で、次の任期の間における事業や課題を勘案して推薦案を作り、総会に諮り選任する。ただし、支部長は本条1項6号のと

おりとする。

- 4、任期途中で選任された理事は、その任期の終了までとする。
- 5、理事会における役務の分担は、理事の互選とし、1任期中は原則としてその役職を変更することができない。ただし、欠員が発生した場合、調整のために行う変更はこの限りでない。
- 6、会務委員の任期は選任された期の理事の任期に準ずるが、一定の役務を明示された会務委員は、その事業終了をもって任期の終了とする。
- 7、会長、副会長、事務局長は支部長と兼職しない。就任時、支部長の職にある者は、就任後概ね6カ月を目途に兼務状態を解消しなければならない。

第15条 会の運営のため、次の各号の部門を設ける。

- (1) 総務部 会計以外の会の事務全般を事務局長とともに管理する。
- (2) 財務部 会計管理及び将来の財務の検討、各事業の運営状況の監査を行う。
- (3) 広報部 報道対応、版画摺りの日々の発刊、インターネットの管理運営、ホームページの編集を行う。
- (4) 展覧会部 定期展覧会の企画及び実施運営、審査事務を担当する。
- (5) 事業部 定期展覧会を除く、年間事業計画を立案し、展覧会の開催などの事業を行う。
- (6) 技術教育部 版画芸術の普及と新技術の研究、版画教室や実演の実施を担当する。
- (7) その他の事業部の設定 会の年間事業計画の実施に伴い、必要に応じて、新たな部門(特任部)の設立を行うことができる。ただし、事業の終了を持って解散する。

2、各部門に部長及び次長を置く。部長は理事会の協議によって指名され、次長は部長を中心に担当理事が協議して選任する。特に、総務部長は事務局次長も兼務する。

第16条 理事会の中に緊急及び重要な案件の原案策定のために執行役員会を置く。

2 執行役員会は会長、副会長、事務局長で構成する。但し、必要に応じて部長の参加も認める。

3 執行役員会は会長が主催し座長となる。その事務は事務局長が当たる。

第17条 事業運営のため各機関の権能に応じて、目的を特定した課題解決のための委員会及び事業を円滑に行うための実行委員会(以下、「委員会等」という。)を、理事会の承認を得て置くことができる。

2、委員会等を設置する機関は、事前に要綱案を定めて会長の許可を得たうえで、理事会の承認を得なければならない。

3、理事会及び執行役員会は、実行委員会の設置について、必要がある場合その方針について意見を言うことができる。

4、委員会等の運営に関し必要な事項は別に理事会が定める。

第18条 役員及び機関の職務と義務は次の各号による。

- (1) 会長はこの会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又はかけたときは、代行としてその職務を代理し又はその職務を行う。また、執行役員は協議し、部門の担当を定めて、各部の活動を総括する。
- (3) 監査は、会の会計や業務を監査し会員総会にて報告する。

(4) 理事は、会全体の代表として、公平な立場から会の事業のすべてを審議し、その実行に責任を負い、部門の会務を担当する。

(5) 執行役員会は会則で認められた案件のほか、年度の予算や事業計画の原案を作成すること、理事会で限定的に委託された事業等の審議、緊急やむない場合で理事会を開催することができない場合、その権限を代行する。

(6) 役員は、職務上知りえた個人情報や会の不利益になる事柄は、他に漏らしてはならない。この条項は、実行委員他、すべての会務にかかわる者に適用する。

第 19 条 事務局長は、会長の意を受けて企画立案を行い、総務部及び財務部と協力して、会の運営にかかる全ての事務について責任をもって監督する。

2、事務局長は事務局員数名を任命し、会の事務に当たらせることができる。

第 5 章 会員総会及び理事会等

第 20 条 会員総会(以下、「総会」という)は、事業年度当初に開催することを原則とする。

ただし、他の事業との関係などによっては、調整されることがある。

第 21 条 臨時総会は必要に応じて、会長の招集で開催する。

2、会長は会員の 3 分の 2 以上、若しくは理事の 2 分の 1 以上の要求で臨時総会を開かなければならない。

第 22 条 総会においては次の各号の議事を行う。

- (1) 事業及び監査報告
- (2) 決算の承認
- (3) 予算の審議
- (4) 事業の決定
- (5) 理事の選出
- (6) 会則の改廃
- (7) その他重要事項

第 23 条 総会の議事は、その冒頭に特別の定めを置かない限り、参加会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長が決する。

2、議長はその都度、理事の中から選任する。

3、総会の会議録署名者は、支部長が輪番で行う。ただし、当該総会の担当に当たる理事が欠席の場合は、次の番の理事が、会議録に議長とともに署名する。

4、会議録の調整は事務局長と総務部が当たる。

5、欠席者はあらかじめ意見の具申または委任状を提出することができる。

6、臨時総会は、具体的な協議内容を明示して会長が招集する。

第 24 条 理事会は必要に応じて、会長の招集で開催する。

2、会長はその職務を遂行するため理事会の議長を務め、書記は理事の中から選出し議事録をまとめる。

第 25 条 前二条の会議のほか、必要に応じて、部長が招集する部会、実行委員長が招集する実行委員会など、必要に応じて各種会議（総称して、「役員会」と称する。）を開催することができる。

第 26 条 執行役員は、会のあらゆる会議に出席し、参考意見を述べることができる。また、それぞれの会議の主催者から要請があった場合は、関係役員は出席しなければならない。

2、要請のあった会議に欠席する場合は、その理由を主催者に伝え、必要があれば代理の者を送らなければならない。

第6章 展覧会及び審査

第27条 会の定期展覧会は毎年1回公募展を開催する。また必要に応じて、地方展及び海外展を開催する。

- 2、公募展の際、公募作品の審査は、会員の中及び外部有識者(以下、「外部審査員」という)で構成する「審査委員会」を設け審査する。
- 3、審査委員会の権能及び選考基準等の詳細は、日本版画会展審査要綱による。

第7章 会計

第28条 会の経費は会費、寄付金、事業収入等をもって充てる。

- 2、会計年度は事業年度とする。
- 3、会の会計は財務部で行い、総会前に開かれる役員会に決算見込書を提出し、監査を受ける。
- 4、決算及び予算は総会直前の理事会で審議され、会計報告として事業報告及び事業計画と共に総会に提出し承認を受けなければならない。
- 5、会計処理上、年度末以内に行われた行為にかかる経費は当該年度として処理する。
- 6、年度末から新たな予算が決定されるまでの間は、会長が意見を聞いて暫定的に決定する。
- 7、会計の支出基準及び処理は日本版画会会計規則に定める。

第8章 雑則

第29条 会の規定の改廃は次の各号による。

- (1) 会則の改廃は総会において行う。
- (2) 会則の取り扱いの詳細は必要において理事会が規則及び要綱等で定める。
- (3) 個々の事業等にかかる規定で重要なものは、「要綱」若しくは「要領」として、理事会が定め、事業の完了によって廃止する。
- (4) 個々の事業にかかる規定で、その関係機関の権限の範囲のものは「通知」として、それぞれの機関が、会長と協議の上、関係各位に通知する。その効果は関係事業の完了を持って終了する。
- (5) この規定に具体的定めのない事項については、会長が定める。

附則

- 1、この会則は会員総会の承認の日から施行する。
- 3、平成24年度は、活性化作業の関係から、調整年度と規定し、平成26年度末までを1期とする。

日本版画会会計規則

- 第1条 日本版画会会則第28条7項に基づき、会計処理が迅速且つ適正に処理するため、本規則を設ける。
- 第2条 財務部は担当理事の一人を会計管理者に選任し、関係する口座及び証拠書類を保管させ、収入及び支出の科目別管理を行い、会則22条に基づき定期総会に決算書を提出し、その内容を報告しなければならない。
- 第3条 財務部が決算書を定期総会に提出するに当たっては、監事に報告し、監査を受けなければならない。
- 第4条 会の資金は、金融機関の口座に保管し、できうる限り現金の保管を避け、口座の推移と現金の保管状況が把握できる会計簿を調整する。
- 第5条 財務部は、証拠書類を保管し、常に資金の移動にあわせ管理する。
- 第6条 財務にかかる事務処理は、次の各号による。
- (1) 支出行為を行う者は、事前に事務局長を通じて会長の了解を得て、物品の購入等を行い、請求書若しくは領収書を持って財務部に支払いを要求することができる。
 - (2) 支払い請求を財務部が受けた場合は、事前の了解を得たものは、財務部長の判断で直ちに支払い、金額の過大なものは、事務局長の了解を得て事務処理を行う
 - (3) 事務局長及び財務部長は、共に連絡を密にし、会計の状況を把握して、会長及び理事会、総会の求めに応じて報告できるように努める
 - (4) 会計管理者は、証拠書類を整理し、会計簿及び通帳の記載の整合性を図らなければならない。
 - (5) 支出を伴う行為を行った者が、請求書を受け取った場合、事務局長に送付し、事務局長は会長と協議の上、会計管理者に送付し、直接支払うよう努力しなければならない。ただし、軽微な支払いなどにおいてこれによることができない場合は立替払いを行い、領収書を事務局長に送付し、事務局長は期間をおかずに会計との間で精算し、立替を行ったものに支払う。
 - (6) 一定の事業計画の下に遂行される事業であって、その事業の責任者の立場にある者は、前号に定める処理ができない場合、会長の許可を得て、一定の金額を事前に預かることができる（以下「前途金」という。）。
 - (7) 前途金を預かった者は、その事業が完了した場合、若しくは追加の資金を得るときは、その前途金の精算記録を提出しなければならない。
 - (8) この各号の処理によれない事情が発生した場合は、財務部長が判断し対応することができる。ただしこの場合、速やかに会長に報告し、その了解と指示を受けなければならない。
 - (9) 支出の性格上、領収書が徴せない時は、5万円以上は会長が決済し、5万円未満若しくは会則等に規定されているもの及び理事会の了解を得ているものについては、事務局長決済によって支出決定とする。
 - (10) 財務部長は支出の内容が、適切でないとは判断したときは、その支払いを拒否し、速やかにその理由を会長に報告する。

(11) 会計処理に使用する帳票類は、財務部が作成する。

第7条 総会及び理事会等で協議され、結論を得ている、次の各号の支払い（以下「定例的支払」という。）については、財務部長が支払いを行うことができる。

(1) 支部助成：各支部 2 万円

(2) 理事会及び審査会等への旅費：関東地方在住者を除く理事が、理事会及び評議員会、審査会に参加した場合は本条 5 号に規定する費用弁償を行う。ただし、日本版画会展開会に伴う式典に合わせての参加については負担しない。また、外部審査員については、理事会で定めた謝礼と、関東地方以外の外部審査員には旅費実費を支払う

(3) 役員手当： 会長 10 万円、事務局長 12 万円、会計管理者 3 万円

(4) 講師謝礼：外部講師として招聘した場合は、予算と社会通念を勘案し、会長の定めた額を支払う

(5) 出張にかかる旅費：会長もしくは会長の指示を受けた者が、会務のために支部などに出向いたときは、旅費実費の 2 分の 1 を支払う。また、宿泊の必要を認めるときも同様とするが、一般的なビジネスホテルの食事を含まない金額（8000 円）を基準とする

(6) 慶弔経費：慶弔規定ができるまでは、「会員訃報に限り、会長名で弔電を打つ。後日分かったときは、お悔やみの手紙を会長名で総務部が出す。供花等を行わない」ことが理事会によって決定しているが、それにかかる経費の支払い

第8条 会を構成する者及び一般人に対して、会が会務を依頼した場合であって、通常の協力に比較して、過大な協力を行った者には、会長の判断で謝礼をする。

2 謝礼は、社会通念と財政負担を勘案した、現金若しくは謝礼の品をもって対応する。

第9条 会計年度を過ぎても、会費等納入すべき金銭が不払いの場合、督促し、履行されない場合は会則に従った処理を会長に求める。

第10条 会計諸表の保存期限は決算後 3 年とする。ただし、決算書及び重要な諸表は永久保存とする。

第11条 各部は年度末に、次年度の事業計画とそれにかかる財政計画を会長に提出し、財務部は会長の指示のもと予算に反映させる。

第12条 将来の法人化などをにらんで、次年度財政見込みの策定など、数年の経過措置を行い制度化する。

第13条 この規則に定めのないものにあつては、会長が定める。

付則

1、 この規則は平成 24 年 1 月 17 日から施行する。

2、 これ以前に行った会計処理にあつては、この規定に基づいたものとみなし、帳票を整理する。

3、 平成 25 年 4 月 20 日一部改正。

平成 29 年 4 月 15 日一部改正

日本版画会展実行委員会設置要綱

第1条 日本版画会展を円滑に行うために、日本版画会展実行委員会（以下、「実行委員会」という。）を設置する。

第2条 実行委員長には展覧会部長が、副実行委員長に同次長が当たる。

第3条 実行委員にはすべての理事と会友以上から選任された者及び希望した者が当たる。

第4条 関連する会務は、次の通り分担して当たる。

- (1) 展覧会の全体の管理運営は展覧会部及び事務局が当たる。
- (2) 審査にあつては別に定める日本版画会展審査要綱で定める委員が当たり、その事務は実行委員会の指名した者が当たる。
- (3) 展覧会に関する印刷物は事務局と総務部が対応する。
- (4) 展覧会に関する会計事務は財務部が担当する。
- (5) 会期中の実演は技術教育部が担当する。
- (6) 表彰式は事務局が、その後の懇親会は各支部輪番で担当する。
- (7) 展覧会の協力者の募集は、理事会で担当者を指名するほか、展覧会部と事務局と協力し調整する。
- (8) 出品者のさらなる成長を図るため、出品作品をすべて落選した出品者には、審査員の意見を付けて次への精進を促す。
- (9) その他必要な対応は、関係者で協議し、展覧会部の指示で行われる。

第5条 この要綱の改廃は展覧会部が、理事会の承認を得て行う。また、要項に定めのない事項は実行委員長が定める。

附則 本規定は平成26年4月19日に施行する。

平成28年2月27日一部改正。

日本版画会展審査要綱

第1条 日本版画会展に係る審査は、日本版画会会則（以下、「会則」という。）第27条に基づき本要項を基準として行う。

第2条 審査は、公募出品者（一般）の作品の入落の選別と、会を構成する会友の作品の入落及び入賞、また準会員、会員の入賞の決定を行うとともに、各資格への昇格推挙を行う。創作意欲に刺激を与え、その資質と感性を向上させることを目的に、公正に行う。また、「受賞」及び「昇格推挙」並びに会員が審査に参加することによって生まれる「客観的な観察力」「責任感」「感性の高揚」を図ることを目的とする。

第3条 審査委員は次の区分によって理事会で選任され、その総員は30名前後とする。

- ① 理事会で承認された外部有識者若干名
- ② 会長、副会長、事務局長、展覧会部長、名誉会長及び名誉会員
- ③ 本会公募展の最高賞受賞者の中から、本条第3項に規定するグループ分けにより、順番に選任された者
- ④ 部長及び支部長
- ⑤ 支部のない地区から、理事会によって推薦された者
- ⑥ 版画技法別に、理事会によって推薦された者
- ⑦ 30名以上の構成員を有する支部に審査委員1人を追加する

2、外部有識者は原則として連続3回をもって交代するものとする。
3、本条第2号に規定する最高受賞者は、理事会によって3グループに区分けされ、1グループずつ順次審査員となる。

4、本条第5号から7号に規定する審査員が、総会で承認された後に辞退した場合は、会長、副会長、事務局長が協議し、辞退した審査員の選出区分に従って、他の者を選任することができる。

第4条 一般公募及び会友、準会員の作品の審査は審査員全員で当たり第1次審査と呼び、会員の審査は本要項第3条第1項第1号から第3号に該当する審査員で行い第2次審査という。

2、児童の部の審査は第2次審査に参加しない審査員が当たる。

第5条 審査委員会の委員長は会長が務め、その運営は審査主任が行い、進行はその監督のもと審査進行が担当する。ただし第2次審査は審査委員長が担当する。

2、審査主任は、当該年度の展覧会の審査を担当する最高賞受賞グループの中から、順次担当する。ただし何らかの事情でその者が欠席したときは次の順位の者が担当する。

3、審査主任は第一次審査を主導し、賛否同数の場合は審査主任が決定し、表彰式で審査の講評を述べる。

4、審査進行は理事の中からあらかじめ選任し、審査員を兼ねることができる。

5、審査事務は理事会から指名を受けたものが担当する。

第6条 審査基準は、①デッサン力、②色彩感覚、③技法力、④版種の特徴を生かしているか、⑤作品の持つ雰囲気（感性）、⑥意欲度を判断して決める。

第7条 日本版画会展における賞及び賞の順位は次のとおりとする。

①文部科学大臣賞…全ての作品中の最優秀作品

②東京都知事賞…公募作品中の最優秀作品

③日本版画会賞…会員作品中の最優秀作品

④萬華賞…会員作品の優秀作品

⑤馬淵賞…会員作品の優秀作品

⑥大久保賞…会員作品の優秀作品

⑦会員賞（記念展は記念賞を追加で設ける）…会員作品の優秀作品

⑧準会員賞（記念展は記念賞を追加で設ける）…準会員作品中の優秀作品

⑨会友賞（記念展は記念賞を追加で設ける）…会友作品中の優秀作品

⑩奨励賞（記念展は記念賞を追加で設ける）…公募作品中の優秀作品

⑪ 新人賞（記念展は記念賞を追加で設ける）…初出品者の優秀作品

⑫ 最優秀賞（記念展は記念賞を追加で設ける）…児童生徒の部の中の最優秀作品

⑬ 優秀賞（記念展は記念賞を追加で設ける）…児童生徒の部の中の優秀作品

⑭ 努力賞（記念展は記念賞を追加で設ける）…児童の部の優秀作品に準じる作品。調整枠とし、該当する作品がない場合授与しない

2、本条第1項に定めた賞以外の賞を設ける場合の順位はその都度定める。ただし旧読売新聞社賞は馬淵賞の上位とする。（当初は日本版画会賞に次ぐ賞として、主に抽象作品を選定したが、抽象作品が少なく、年によっては萬華賞に次ぐ賞となった時もあった。）

第8条 会則第6条第1号にいう会友推挙に掛かる「別の基準」は次のとおりとし、準会員及び会員推挙についてもこれを基準とする。ただし生徒児童の部については該当しない。また推挙の効力の発生は、推挙した年度の翌年度からとする。

(1) 会友推挙（第5条第1号）

- ① 東京都知事賞受賞者
- ② 奨励賞受賞2回の者（奨励賞及び新人賞を含む、以下同じ）
- ③ 奨励賞1回と入選2回の者
- ④ 入選連続5回の者
- ⑤ 出品が連続していない場合は1年遅らせる。

(2) 準会員推挙（第5条第2項）

- ① 会友賞を受賞した者の中から推挙する。ただし、前回推挙で昇格してきた者が受賞した場合は次回の作品を審査し推挙を検討する
- ② 会友在籍5年以上の者の中から作品を審査して推挙する
- ③ 受賞はしなかったが、受賞作品に準じる力量のある作家と認められた者
- ④ 前年の作品が評価されたが推挙に至らず、次回検討となった者の作品を改めて審査し、作品が安定し推挙が適当と認められた者

(3) 会員推挙（第5条第3号）にあつては準会員推挙の基準の「会友」を「準会員」と読みかえて適用する

(4) 退会者の復帰について、公募一般の部で審査し、作品評価が在籍時と同等であると認められれば次回より元の資格に復帰できる。

2、文部科学大臣賞の選考にあつては、過去の日本版画会賞以上の受賞者の作品も、候補に入れて検討する。ただし、文部科学大臣賞の無い時期の日本版画会賞受賞者は最高賞受賞者として外す。

第9条 会則第7条に規定する招待作家の推薦は原則として次の事各号に当てはまる者とする。

- (1) 版画家として長年活動をしている者
- (2) 版画創作活動の発表に実績のある者
- (3) 今後、会の運営に積極的に参加見込みのある者

2、招待作家を準会員以上のどの資格に位置付けるかは、会則第7条第3項の規定により審査会の意見を聞いて決める。

第10条 審査に関する事務は、展覧会部長の監督のもと厳正に記録し、審査委員会の要求に応じて審査に必要なデータを提示する。また、記録されたデータは整理して展覧会に関する資料として利用できるよう保管管理する。

第11条 本要項の改廃は理事会で行い、ここに定めのない事項は審査委員長が定める。

附則 本規定は平成26年4月19日に施行する。

平成28年2月27日一部改正

平成28年11月16日一部改正

平成29年10月15日一部改正

平成30年1月27日一部改正

日本版画会展鑑審査手順書

- 1、この手順書は日本版画会展の審査手順を定める。
- 2、審査にあっては広く意見を交換し、最終的に多数決投票によって決定する。
- 3、公募作品の入落選の審査にあっては会場の壁面積を基に、出品作品数を参考に入選点数を概略決定し、投票により「入選」「保留」「落選」に選別し、最終入選数を「保留作品」で調整する。
このため、審査主任は審査会冒頭に審査員の意見を聞いてその得票基準を定める。
- 4、審査は第一次審査と第二次審査と児童生徒の部審査に分けて行う。
- 5、審査手順は次の通りとする。

(1) 第一次審査

- ① 一般の部の審査はすべての作品を1点ずつ審査し入落を投票によって選考後、入選作品の中から賞候補を選び、投票によって絞り込み、その得票数を参考として入賞作品を選考する。
- ② 会友作品にあっては出品作品の内、1人1点以上を入選とするための作品を選定した後、入選作品の中から賞候補を選び、投票を行い、その得票数を参考として入賞作品を選考する。
- ③ 準会員作品にあっては全出品作品から賞候補を選び、投票を行いその得票数を参考として入賞作品を選考する。
- ④ 第1次審査にあっては審査要項第5条に規定する各区分による昇格推挙該当者の作品を審査し推挙者を選考する。
- ⑤ 一般出品者から準会員までの作品で、文部科学大臣賞の候補となるべき作品が有った場合は、審査員の合意に基づき第二次審査に回し、会員作品の審査において優秀なものと合わせて、その中から文部科学大臣賞の選考を行う。この場合、第一次審査の結果に変動を及ぼす可能性があるため、第一次審査の最終決定は、第二次審査を待って行う。

(2) 第二次審査（会員作品の賞の決定）

- ① 賞候補の作品を審査し、投票によって対象の賞を決定する。
- ② 作品が賞選考の対象となった審査員は、第2次審査に参加できない。
- ③ 文部科学大臣賞は全出品作品の中から最高賞を決めるため、第1次審査で選ばれた最優秀作品との比較を行い、より優秀な作品を文部科学大臣賞として確定する。
- ④ 第二次審査の様子は、第一次審査員が一定の距離を置いて、立ち会うことができる

- (3) 児童生徒の部の審査は児童生徒の部を担当する審査員によって入落を決定し、賞候補を選定し、最終審査報告会に報告し、最終的な入賞者を確定する。

6、その他

- ① 審査規定に定めのない事項は、審査主任が審査員の意見を聞いて、審査委員長の判断を仰ぐ。
- ② 一度受賞した者は、新たな創作機軸を極めるなど、前回受賞作品に比べ新境地を開拓したと認められる場合を除き、その賞より下位の賞は対象としない。

附則 本規定は平成26年4月19日に施行する。

平成27年4月11日に一部改正。

平成28年2月27日一部改正。